

富田林市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針

令和3年11月25日
富田林市教育委員会

1. 本方針の趣旨

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教育職員の長時間勤務の実態は看過できない状況となっています。

こうした中、持続可能な学校運営を実現するために、令和元年12月に公布された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」により、文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(平成31年1月)」が法的根拠のある指針(「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」、以下「指針」)に格上げされました。

本市教育委員会におきましても、この指針をふまえて「富田林市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」を策定し、教育職員の働き方改革の実現に向けた取組みを一層推進してまいります。

2. 本方針の対象の範囲

文部科学省による指針に基づき、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条に規定する富田林市教育委員会、及び同条に規定する富田林市立学校の教育職員の全てを対象とします。

3. 業務を行う時間の上限

(1) 本方針における「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とします。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に以下①、②を加え、③及び④を除いた時間を在校等時間とします。

<基本とする時間>

- 在校している時間

<加える時間>

- ① 校外において職務として行う研修や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間
- ② 地方公共団体で定めるテレワークの時間

<除く時間>

- ③ 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間(※自己申告による)
- ④ 休憩時間

(2) 上限時間の原則

- ① 1カ月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで)

4. 教育委員会が講ずる措置

- (1) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等によりできる限り客観的に計測します。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行います。
- (2) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守します。
- (3) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施します。また、終業から始業までに、一定時間以上の継続した休息時間を確保します。
- (4) 本方針を踏まえた各校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施します。

5. 留意事項

- (1) 上限時間について
 - ・ 本方針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではありません。
 - ・ 本方針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもので、上限時間を遵守することのみを求めるものではありません。
- (2) 虚偽の記録等について
 - ・ 在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはなりません。
- (3) 持ち帰り業務について
 - ・ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則です。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、避けなければなりません。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態に基づき勤務時間を把握し、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めます。